

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ



厚生労働省 長崎労働局

本事業は、厚生労働省 長崎労働局から
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革関連法が施行され、
中小企業・小規模事業者間でも様々な見直しがされています。
しかし、会社によって内容は必ずしも同じではありません。
「経営者」「従業員」の双方にメリットがある改革をするために、
まずは専門家にご相談ください。

相談
無料

「働き方改革」 対応できていますか？

1

時間外労働の上限規制

2

同一労働同一賃金

中小企業は、2021年4月1日より施行
※労働者派遣法2020年4月1日施行

3

有給休暇年5日取得

「労務管理」「賃金制度」など、専門家等（社会保険労務士）に相談してみましょう!!

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する
アドバイスや、その申請方法について

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、
人材不足への対応について

働きがいを高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」
などを参考にした非正規雇用労働者の
処遇改善について

長崎働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省長崎労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-nagasaki/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



ご相談方法は
裏面をご覧ください

ご相談方法は
コチラ

お電話・メール・来所いずれかでご相談

まずは社会保険労務士や経営コンサルタントが
お悩みをお伺いします。

課題解決に向けたお手伝い〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等の専門家が事業所を5回まで訪問し、
課題解決のための改善提案をおこないます。

ご相談窓口・お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省長崎労働局委託事業〉

〒850-0036 長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階
(株)東京リーガルマインド 長崎支社内(五島町バス停より2分)



0120-168-610

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com



FAX申込書

FAX.095-832-4316

必要事項をご記入いただき、
左記FAX番号にお送りください

会社名			業 種		
住 所					
T E L			従業員数		
担当者名(部署・役職含む)					
訪問支援を希望しますか?	☐ はい ☐ いいえ				
ご相談内容					
☐ 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について ☐ 働き方改革関連法全般について ☐ 助成金について					
☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 年次有給休暇の取得について ☐ 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備					
☐ 人材確保に資する技術的な相談 ☐ その他 ()					